

京都外国語短期大学科目等履修生等規程

(目的)

第1条 この規程は、京都外国語短期大学学則第54条第2項の規定に基づき科目等履修生等(以下「科目等履修生」という。)に関し必要な事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 科目等履修生とは本学学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得することを目的とする者である。

(履修期間)

第3条 履修期間は1年以内とし、本学の学年暦に準ずる。

(出願資格)

第4条 科目等履修生として出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常課程以外の課程において、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国の学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項にかかわらず、本学と協定を結ぶ高等学校に在学する者は出願できる。

(出願書類)

第5条 科目等履修生を希望する者は、所定の期日までに、次の書類を提出し、別に定める選考料を納入しなければならない。ただし、本学が認めた場合は選考料を免除することがある。

- (1) 科目等履修生入学願書(所定用紙)
- (2) 最終学校の卒業証明書
- (3) 最終学校の成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 写真(3センチ×3センチ)2枚
- (6) 現に他の大学、短期大学又はこれらに奉ずる教育機関に在学している者は、その教育機関の長の出願許可書
- (7) 現に学校、官公庁又はその他の事業所に在職している者は、その所属長の出願承諾書
- (8) 外国人については、履修期間中本邦在留資格を証明する書類
- (9) 高等学校の生徒については、出願書及び学校長の出願許可書(所定用紙)

(選考・許可)

第6条 所定の手続きにより科目等履修生に出願した者については、選考委員会で審査のうえ教授会の議を経て学長が入学を許可する。ただし、必要と認められる場合は、筆記試験・面接を行うことがある。

(入学手続き)

第7条 選考のうえ科目等履修生として入学を許可された者は、別に定める期間内に登録料、科目等履修料を納入し、所定の科目等履修生登録カード等を提出しなければならない。

2 登録料、科目等履修料については、別に定める。ただし、本学が認めた場合は登録料又は科目等履修料を減免することがある。

(科目等履修生証)

第8条 第7条の手続きを完了した科目等履修生には、科目等履修生証が交付される。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付されない。

(履修科目)

第9条 科目等履修生は、本学の別に定める科目を履修できるものとする。

(試験及び単位認定)

第10条 科目等履修生は、受講した授業科目について試験を受け、合格した場合はその授業科目の単位が認定される。

(証明書の発行)

第11条 第10条により、認定された科目については、科目等履修生成績証明書を発行する。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関する特に必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成6年4月1日制定、平成11年4月1日改正、平成16年4月1日改正、平成18年4月1日改正、平成18年5月11日改正、平成20年4月1日改正、平成27年3月25日改正)